

奈良県告示第四百号

平成二十四年二月奈良県告示第四百八十三号（りん含有量に係る総量規制基準）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

三の表に次のように加える。

三	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百十七号。以下「平成二十四年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
四	平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

三の備考のQ_{pi}中「平成十四年十月一日」の下に「（四の項にあっては、平成二十四年五月二十五日）」を加える。

四を次のように改める。

四 施行期日

- 1 平成二十四年五月一日から施行する。
- 2 三の表三の項及び四の項の規定は、平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、防止法第十二条第二項の規定により同条第一項の規定の適用が六月間猶予されるものについては、平成二十四年五月

二十五日から同年十一月二十四日までの間は、適用しない。